令和８年度
姫新線利用促進・活性化同盟会総会

と　き：令和 8 年 7 月 15 日（水）午後 3 時 40 分～

ところ：龍野経済交流センター　会議所ホール

姫新線利用促進・活性化同盟会

令和８年度　総会次第

１　開　　会

２　会　長　挨　拶

３　顧　問　挨　拶

４　来賓紹介・挨拶

５　議　　事

（１）議案第１号　令和７年度事業報告について

（２）議案第２号　令和７年度歳入歳出決算報告について

（３）議案第３号　役員の選出について

（４）議案第４号　令和８年度事業計画（案）について

（５）議案第５号　令和８年度歳入歳出予算（案）について

（６）その他

６　閉　　会

議案第１号

令和７年度　事業報告について

１　要望活動

（１）要望書提出

（と　　き）　令和７年１０月
（要 望 先）　西日本旅客鉄道株式会社　兵庫支社
（要望事項）　姫新線の利便性向上に関する要望

２　会議の開催

（１）総　会

（と　　き）　令和７年７月１１日（金）午後２時３０分～
（と こ ろ）　龍野経済交流センター　会議所ホール
（議　　題）　議案第１号　令和６年度事業報告について
　　議案第２号　令和６年度歳入歳出決算報告について
　　議案第３号　令和７年度事業計画（案）について
　　議案第４号　令和７年度歳入歳出予算（案）について
（結　　果）　全議案について、原案どおり承認

（２）推進会議

（開催回数）　５回
（と こ ろ）　佐用町役場
（内　　容）　利用促進活動等について協議・調整、姫新線に関する情報共有

３　利用促進活動

（１）利用促進ＰＲの実施

ア　広域時刻表の発行

（発行部数）　６，２００部
（設置場所）　県（県庁・県民局）、姫新線沿線市町（市役所・町役場、公民館、図書館）、沿線高校、宍粟市役所及び株式会社ウイング神姫等

イ　姫新線ファンクラブの運営

（登録者数）　４４７名（令和８年６月３０日時点）
（投 稿 数）　８４件（令和８年６月３０日時点）

ウ　姫新線を利用した遠足等のお菓子助成

（申 請 数）　４園

（助成人数）　７３名

エ　姫新線ＰＲ看板・ポスターの作成

（設置場所）佐用町役場

（設置期間）令和８年３月～現在

オ　駅周辺イルミネーション

（実施場所）佐用駅、上月駅、播磨徳久駅

（実施期間）令和７年１２月

カ　ノベルティ作製

・ウェットティッシュ

（作製枚数）　１，０００個

（配布場所）　イベント開催時

・クリアファイル

（作製枚数）　１，０００個

（配布場所）　イベント開催時

・ステッカー

（作製枚数）　２，５００個

（配布場所）　イベント開催時

・メモ帳

（作製枚数）　４２０個

（配布場所）　イベント開催時

キ　同盟会主催（共催）イベントの開催

＜栗ひろい＆宿場町散策ツアー＞

開催日：令和７年１０月４日（土）

＜遊びにおいでよ！姫新線車両基地ファミリー見学会へ！＞

開催日：令和７年１１月２２日（土）

＜佐用商店街謎解きクイズラリー＞

開催日：令和７年１１月３日（月・祝）

＜屏風岩・鶴嘴山里公園ハイキング＞

開催日：令和８年２月７日（土）

＜姫新線で行く！雲を突く利神城と宿場町平福ガイドツアー＞

開催日：令和８年３月１４日（土）

ク　各種地域イベントでの積極的なPR

＜佐用町南光ひまわり祭り＞

開催日：令和７年７月１９日（土）から８月３日（日）まで

＜龍野納涼花火大会＞

開催日：令和７年８月２日（土）

＜たつの市民まつり＞

開催日：令和７年１１月３日（月・祝）

＜たつの市　皮革まつり＞

開催日：令和７年１１月１５日（土）

＜オータムフェスティバルin龍野＞

開催日：令和７年１１月２２日（土）、２３日（日・祝）

＜新宮ふるさとフェスタ＞

開催日：令和８年３月８日（日）

議案第２号

令和7年度　歳入歳出決算報告について

歳　入	7,039,073	円
歳　出	2,114,511	円
差　引	4,924,562	円

１　歳　入　　（単位：円）

事　項	予　算　額	収入済額	過不足額	説　明
市町負担金	1,600,000	1,600,000	0	姫路市　581,000 たつの市　631,000 佐用町　388,000
県負担金	1,500,000	1,500,000	0	中播磨県民センター　500,000 西播磨県民局　1,000,000
前年度繰越金	3,907,993	3,907,993	0	前年度繰越金
諸　収　入	92,007	31,080	▲60,927	預金利息　8,580 栗ひろい＆宿場町散策ツアー　22,500
合　計	7,100,000	7,039,073	▲60,927	

２　歳　出　　（単位：円）

事　項	予　算　額	支出済額	不　用　額	説　明
会　議　費	30,000	21,742	8,258	
会　議　費	30,000	21,742	8,258	総会会場使用料等
事　務　費	72,000	47,361	24,639	
需　用　費	60,000	12,547	47,453	
通信運搬費	12,000	34,814	▲ 22,814	郵券料等
事　業　費	6,988,000	2,045,408	4,942,592	
要望活動費	110,000	0	110,000	
利用促進費	6,878,000	2,045,408	4,832,592	各種イベント　等
予　備　費	10,000	0	10,000	
予　備　費	10,000	0	10,000	
合　計	7,100,000	2,114,511	4,985,489	

監　査　報　告　書

令和８年６月２日

姫新線利用促進・活性化同盟会
会長　たつの市長　山　本　　実　様

姫新線利用促進・活性化同盟会

監事　姫路市議会 議長　石堂大輔

令和７年度姫新線利用促進・活性化同盟会会計監査について

標記の監査を行ったので、下記のとおり報告します。

記

１　実施日時
　令和８年６月２日（火）午前１０時から

２　場所
　姫路市役所

３　所見
　令和７年度の出納その他会務の執行について監査したところ、諸帳簿等は適正かつ正確に処理されていることを認めます。

監　査　報　告　書

令和８年６月２日

姫新線利用促進・活性化同盟会
会長　たつの市長　山　本　　実　様

姫新線利用促進・活性化同盟会

監事　佐用町議会 議長　加古原 瑞樹

令和７年度姫新線利用促進・活性化同盟会会計監査について

標記の監査を行ったので、下記のとおり報告します。

記

１　実施日時
　令和８年６月２日（火）午後１時から

２　場所
　佐用町役場

３　所見
　令和７年度の出納その他会務の執行について監査したところ、諸帳簿等は適正かつ正確に処理されていることを認めます。

議案第３号

役員の選出について

姫新線利用促進・活性化同盟会規約第５条及び６条より

役職名	人　数
会　　長	１名
副　会　長	若干名
理　　事	若干名
監　　事	若干名

（任期は２か年・ただし、再任を妨げない）

議案第４号

令和８年度　事業計画（案）について

１　要望活動

（１）要望会開催

（と　　き）　令和８年９月または１０月（予定）
（要 望 先）　西日本旅客鉄道株式会社　兵庫支社
（要望事項）　姫新線の利便性向上に関する要望

２　会議の開催

（１）総　会

（と　　き）　令和８年７月１５日（水）
（と こ ろ）　龍野経済交流センター　会議所ホール
（議　　題）　議案第１号　令和７年度事業報告について
議案第２号　令和７年度歳入歳出決算報告について
議案第３号　役員の選出について
議案第４号　令和８年度事業計画（案）について
議案第５号　令和８年度歳入歳出予算（案）について

（２）推進会議

毎月１回、佐用町役場等で開催

３　利用促進活動

（１）利便性向上PRの実施

同盟会ホームページをはじめとした各種広報媒体により、沿線住民や観光客に姫新線の利便性を幅広くPRし、利用促進と姫新線の認知度の向上を図る。

（２）同盟会イベントの開催

同盟会が主催となり、姫新線を活用したイベントを企画・実施し、姫新線の魅力を発信する。

（３）各種イベント事業への積極的な参加

沿線地域で開催される各種イベントと連携・協力し、姫新線を利用した参加を呼び掛け、利用促進につなげる。

（４）姫新線開業９０周年記念事業の推進

昭和１１年１０月１０日に姫路～新見間が「姫新線」と改称されて９０年の節目を記念して、各種事業をおこなう。

① ９０周年記念式典
日程：令和８年１０月１０日（土）午後
場所：佐用町役場駐車場　等
主催：姫新線利用促進・活性化同盟会
協力：県立佐用高等学校JRC部　等

② スタンプラリー

開催期間：令和８年８月１０日（月）～令和８年１０月３１日（土）（予定）

③ 絵画コンテスト

開催期間：令和８年７月下旬から令和８年９月２５日（金）（予定）

④ ９０周年記念ロゴの作成

協力：県立龍野北高等学校総合デザイン科

※その他、構成団体により実施する各事業について、「９０周年冠事業」として実施。

参考：構成団体により実施されている事業

- **姫新線で通勤・通学する者に対する駐車場、駐輪場料金の助成**
- **団体で姫新線を利用するものに対する切符の支給**
- **大学生等に対する通学定期券購入費の助成**
- **パーク＆ライドのための駐車場・駐輪場の整理及び管理**
- **駅舎および駅前広場の整理及び管理**
- **コミュニティバス、デマンド交通等二次交通の運行**

議案第５号

令和8年度　歳入歳出予算（案）について

１　歳　入　　（単位：円）

事　項	本年度予算額	前年度予算額	増　減　額	説　明
市町負担金	1,600,000	1,600,000	0	姫路市　581,000 たつの市　631,000 佐用町　388,000
県負担金	1,500,000	1,500,000	0	中播磨県民センター　500,000 西播磨県民局　1,000,000
前年度繰越金	4,920,000	3,907,993	1,012,007	前年度繰越金
諸　収　入	50,000	92,007	▲ 42,007	イベント参加料 預金利息
合　計	8,070,000	7,100,000	970,000	

２　歳　出　　（単位：円）

事　項	本年度予算額	前年度予算額	増　減　額	説　明
会　議　費	30,000	30,000	0	
会　議　費	30,000	30,000	0	会場使用料等
事　務　費	75,000	72,000	3,000	
需　用　費	60,000	60,000	0	事務用品等
通信運搬費	15,000	12,000	3,000	郵券料
事　業　費	7,955,000	6,988,000	967,000	
要望活動費	50,000	110,000	△ 60,000	ＪＲ・国等への要望会
利用促進費	7,905,000	6,878,000	1,027,000	各種利用促進活動
予　備　費	10,000	10,000	0	
予　備　費	10,000	10,000	0	
合　計	8,070,000	7,100,000	970,000	

市町負担金の内訳　　（単位：円）

市町名	本年度	前年度	増減額
姫路市	581,000	581,000	0
たつの市	631,000	631,000	0
佐用町	388,000	388,000	0
合計	1,600,000	1,600,000	0

県負担金の内訳　　（単位：円）

市町名	本年度	前年度	増減額
中播磨県民センター	500,000	500,000	0
西播磨県民局	1,000,000	1,000,000	0
合計	1,500,000	1,500,000	0

姫新線利用促進・活性化同盟会規約

（目的）

第１条　この会は、姫新線姫路上月駅間における年間３００万人乗車を目標とする利用促進活動を展開し、安全・快適で利便性の高い輸送環境の確保と沿線の活性化を目的とする。

（名称）

第２条　この会は、「姫新線利用促進・活性化同盟会」という。

（事業）

第３条　この会は、第１条の目的を達成するため次の事業を行う。

（１）　利用促進キャンペーン・イベント等の企画・実施、啓発物資配布等のＰＲ活動及び利用促進活動に取り組む各種団体への助成等、乗車目標を達成するために必要な事業

（２）　より安全で快適な輸送環境（駅舎、軌道及び車両等の施設・設備）を確保するために必要な事業

（３）　より便利で効率的な輸送環境（増便、ダイヤ調整及び車両増結等の運行形態）を確保するために必要な事業

（４）　その他、この会の目的を達成するために必要な事業

（構成）

第４条　この会は、設立目的に賛同する地方公共団体及び関係諸団体をもって構成する。

（役員）

第５条　この会に次の役員を置く。

（１）会　長　　１名

（２）副会長　　若干名

（３）理　事　　若干名

（４）監　事　　若干名

（役員の選任方法及び任期）

第６条　役員は、総会において選出する。

２　役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

（役員の任務）

第７条　会長は、この会を代表し、会務を総理する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときにその職務を代行する。

３　理事は、会長及び副会長を補佐する。

４　監事は、この会の経理を監査する。

（顧問）
第８条　この会に顧問を置くことができる。
２　顧問は、会長が委嘱し、会長の諮問に応ずる。
（会議）
第９条　この会の会議は、総会とし、会長が必要に応じて招集する。
２　総会の議長は、会長がこれにあたる。
３　会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。
（庶務）
第１０条　この会の庶務は、会長の所在する市・町が担当する。
（経費）
第１１条　この会に要する経費は、構成市町並びに県の分担金及びその他の収入をもってあてる。
（会計年度）
第１２条　この会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わるものとする。
（規約改正）
第１３条　この規約の改正は、総会の議決による。
（雑則）
第１４条　この規約に定めるもののほか、この会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

この規約は、平成２年８月７日から施行する。

附　則

この規約は、平成１９年６月８日から施行する。

附　則

この規約は、平成２２年７月８日から施行する。

附　則

この規約は、平成２７年６月２６日から施行する。